

海外安全対策情報（2020年10月～12月）

1 治安情勢

（1）ブリスベン及びゴールドコースト地区（南東部クイーンズランド州）

窃盗、薬物事犯等の犯罪発生率は、日本と比べると依然として極めて高く、邦人を被害者とする各種事案も散発している。また、少年犯罪が深刻化している。

（2）ケアンズ地区（北部クイーンズランド州）

ケアンズ市、タウンズビル市及びその近郊は州内においても犯罪率が高い地域であり、警察官の増員やパトロール強化等の治安改善努力が行われている。

2 一般犯罪の傾向

コロナ禍による、人々の外出減少に伴い、侵入盗の発生が減少傾向となった地区がある一方で、ドメスティック・バイオレンス（DV）の危険性が増加している。

（1）ブリスベン及びゴールドコースト地区

ア 旅券の盗難等が発生している。

イ 夜間の徒歩通行中に襲撃され、金品を強取される事案が発生している。

（2）ケアンズ地区

ケアンズ市及びその近郊では、邦人が被害者となる窃盗等が散見される。外出時や就寝時等に被害に遭遇しやすいので、家屋又はホテルの部屋のドア、ベランダ出入り口及び窓等については確実に施錠する。また、飲食店や公園などでの置き引き被害にも注意を要する。

3 殺人、強盗等凶悪犯罪の事例

（1）2020年9月5日（土）午後2時00分頃、邦人女性が帰宅のため、The Gabba 近くの東ブリスベン地区バルチャー通り（Valture St.）を単独歩行中、近寄ってきた面識の無い男に、突然ナイフで切りつけられ、深刻な怪我を負った。

（2）本件以外にも夜の公園や歓楽街等では、暴行、窃盗、薬物関連事件等が度々発生しているほか、2020年2月23日（日）午前10時頃、ブリスベン市中心部のメアリー通り（Mary St.）において、海外からの男性旅行者が見知らぬ男に突然刺されて負傷し、病院へ搬送される事案が発生している。

（3）また、2020年5月には、バンダバーグに所在するバックパッカーズ用ホテルに宿泊中の邦人男性が財布の盗難被害に遭い、同犯人から財布を取り返そうとしたところ突然ナイフで切られ、指を負傷する事案も発生していることから十分注意する必要がある。

（4）2020年2月14日深夜1時頃、邦人男性がケアンズ領事事務所管内に所在するバンガロー付近を自転車で帰宅中、後ろから車で来た2人組の男に

襲われ、携帯、パスポート、現金を奪われた。同人は自転車から引きずり降りられた際に、右肘を複雑骨折した。

- (4) 2020年3月18日午後8時頃、邦人女性3人組がケアンズ・セントラル・ショッピングセンターのエスカレーターに乗っていたところ、内1人の邦人女性が4人組の少女に後頭部及び頬をたたかれた。その後、駐輪場で自転車の鍵を外そうとしていたところ、同4人組の少女が再び現れ、同邦人女性がげんこつで顔面を殴られた。なお、加害者4人組はショッピングセンター警備員が警察に通報し、その場で逮捕された。徒歩、自転車に限らず、夜間の外出は控え、外出が必要な時は複数で行動する等注意する必要がある。

4 テロ・爆弾事件発生状況

- (1) 2020年11月27日、QLD州合同テロ対策班は、同州バンダバーグ市において、過激主義的文書所持及び銃器訓練受講企図等のテロ準備容疑により、元ジャーナリスト（29歳男）を逮捕・起訴した。
- (2) 2020年12月17日、QLD州ローガン自動車道上で警察官にナイフで襲いかかったISIL支持者22歳男が射殺された。また、同州警察はブリスベン郊外パーキンソンの自宅で80代老夫婦が殺害された事案について、同犯人が関与するテロ事案と認定した。
- (3) 現在、具体的なテロの脅威を示す情報の把握はないが、最新情報の入手等に努める必要がある。
- (4) 豪州政府のテロ警戒レベルは、引続き5段階中上から3番目の「probable（起こりそうである）」とされているため、日頃から報道等を通じてテロ関連情報の収集に努めるとともに、周囲に不審な状況がないか注意し、万が一不審者、不審物を発見した場合には、不用意に近づかず、警察への通報を行うことが望ましい。

5 誘拐、脅迫事件発生状況

邦人が関係する事案は発生していない。

6 対日感情

- (1) 一般的な対日感情は極めて良好であり、現在までのところ、日本人や日本企業の安全に対する脅威となり得る具体的な動きは特段認められないが、日本による国際捕鯨委員会の脱退や商業捕鯨再開、イルカ漁、環境問題、歴史認識等関連の抗議活動の動向には注意を払う必要がある。
- (2) 新型コロナウイルスを原因として、アジア系市民に対する差別行為や嫌がらせが発生しており、少数ではあるが、在留邦人から大使館や総領事館に新型コロナウイルス関連の差別被害や嫌がらせに遭ったとの報告もある。万が一被害に遭った場合は、自らの身の安全を確保することを最優先とし、急いでその場を立ち去ると共に、被害に遭った際は、下記リンク先を参考として、必要に応

じて警察等への通報等を行うことが望ましい。

参考：当館HP「差別行為や嫌がらせの発生」

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus23042020_2.pdf

7 その他

- (1) アパート契約をめぐる詐欺行為やシェアハウスの手付け金・敷金（bond）に関するトラブルも散見される。
- (2) 求人広告等に掲載されている仕事の中には違法な内容である場合や、特にワーキングホリデー・メイカー（バックパッカー）を対象とする求人には、労働条件・待遇が違法である場合もあることから、仕事を始める前に内容等を良く確認のうえ、違法行為に巻き込まれることのないよう注意が必要である。労働者の権利については、Fair Works Ombudsman (FWO) のホームページで確認可能（以下参考URLに詳細有り）。

参考：当館HP「ワーキングホリデー査証で渡航される皆様へ」

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/waahori13122019.pdf>

- (3) 当館では、当地DV被害者支援団体「Migrant Women's Emergency Support Service」と提携し、2018年4月1日より、当地在留邦人を対象とするDV相談窓口を開設しており、同窓口では日本人ケースワーカーにDVに関する悩みを相談可能（他州居住者には、居住する州の適切なDV支援機関を紹介）。

現在、日本人ケースワーカーの対応可能日時は以下のとおり。

月・火：午前9時～午後4時

金：午後1時～午後4時

当館HP「DV被害者支援のための相談窓口開設のお知らせ」

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/17042018_DV_IWSS.pdf

当館HP「DV被害でお悩みの方へ」

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/dvinfo25082020.pdf>